

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（地域の不動産オーナーや他の賃貸管理業者と連携し、空室対策や物件向上に向けた情報交換を実施しています。後継者不在に悩む不動産オーナーに対して M&A 仲介業者との連携を通じた事業継承の支援を行っています。）
- b. IT 実装支援（自社のサービス内容や管理物件情報を分かりやすく発信し、オーナー・入居希望者・関係業者との円滑な情報共有を図る為、HP を新規作成しました。管理物件の情報をデジタル管理し、業務効率化を図るとともに、オーナー・入居者とのコミュニケーションにクラウド型の管理システムを導入しています。）
- c. 専門人材マッチング（宅建士の資格取得の推奨、賃貸住宅管理業法に基づく業務管理者講習の受講実施、少額短期保険募集人試験の受験・合格等、専門資格を持つ人材の育成強化に取り組んでいます。）
- d. グリーン化の取組（賃貸物件の入退去時に発生する家電の廃棄を削減するため、使用可能な家電製品の再利用を推進しています。冷蔵庫・電子レンジなどの再利用家電を設置する事で、環境負担の軽減と入居者の初期費用抑制の両立を図っています。）
- e. 健康経営に関する取組（スタッフの体調管理と働きやすい職場環境づくりを目的として、熱中症対策としての飲料を自由に飲めるよう整備しています。また休憩時間は各自の業務状況に応じて柔軟に摂取可能とし、心身のリフレッシュを促進しています。）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に公平な取引を心がけて取り組みます。一方的な価格交渉や契約条件の変更は行わず、代金は遅れのない様期日を守って実施しており、信頼ある取引関係の維持に努めています。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費や

エネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

令和7年10月31日

<u>株式会社アートタウン</u>	<u>代表取締役 徳江 梓</u>
企 業 名	役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。